

統一協会の業務・事業の管理運営について報告を求め、  
質問権の行使を求める申入書

2004年 9月 16日

文化庁長官 河合隼雄 様  
文化庁宗教課 担当課長 御中

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 伊藤和夫

代表世話人 弁護士 平岩敬一

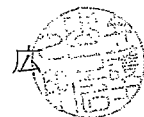
代表世話人 弁護士 廣谷睦男

(連絡先) 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

事務局長 弁護士 山口



## 1 はじめに

これまでに統一協会に対して、献金強要・靈感商法による違法な収益活動や不正な目的と方法による違法な入教勧誘、さらには合同結婚の強要を違法とする多数の判決が積み重ねられ、同宗教法人の違法活動の実態が明らかにされてきました。

これらは同宗教法人の業務・事業の中心部分をほとんど網羅するものであり、各分野についてその活動を違法とする最高裁判決が確定していると言えます。

とりわけビデオセンターを中心とした同宗教法人の入教勧誘・教化の目的について、多数の判決が、「対象者の財産の収奪と無償の労働力の享受及び同種被害者を再生産することによって経済的利益をあげるという不当なものである」と極めて明快に認定しています。

また、入教勧誘・教化の方法についても、このよな不当な目的を隠して、教義とは直接関係のない先祖の因縁話や霊界の先祖からの働きかけなどを話したり、心理的弱みを突いて不安をあおり、ある程度教義を教え込んだ後は、その教義を知った者がこれから離れると、より罪が重くなり、死後霊界で低い場所に行つて苦しむとか、先祖の救いの道が絶たれ、霊界で先祖に讒訴されるなどと述べて、統一協会の教義から離脱することを困難な精神状態にして献身させていると認定し、「そのような勧誘・教化行為は対象者の信教の自由を侵害する違法行為である」と認定しています。

更に、これら多数の判決は、ビデオセンターを中心として全国一律に行われている入教勧誘・教化と収益活動について「統一協会の活動として容認され、その実質的指揮監督下に置かれていた」との認定をしています。

したがって、統一協会は、このような多くの司法判断を謙虚に受け止め、ただちに違法な入教勧誘・教化行為や違法な収益活動、さらには合同結婚の強要を中止すべきであることは当然です。

しかし、同宗教法人は、未だに事実関係について徹底的に争って裁判を引き延ばし、裁判に負けたら賠償金を支払えばよいという態度に終始しており、これらの活動を中止したり是正しようとする姿勢は全くなく、日々これらの違法活動を続けています。

このような統一協会については、宗教法人格を付与してその活動を確保し、税務面での優遇を続けることについて疑問が生ずることは当然であり、貴省は同宗教法人の解散請求を行うべきです。

仮に、そこまでの要件が把握されていないとしても、貴省としては少なくともこれらの事業が「宗教法人としての目的に反した事業である疑いがある」との認識に立つべきであり、これらの事業につき、宗教法人審議会の意見を求めたうえで、同宗教法人に対し報告を求め、質問権を行使して調査すべき所轄庁としての責務があると考えます。

そのうえで、これらの事業が宗教法人の目的に反する収益事業ないし違法活動であることが認められれば、これに対する事業停止命令を発動すべきです。

## 2 申し入れの趣旨

宗教法人世界基督教統一神霊協会に対し、同宗教法人の教義をひろめ信者を教化育成するため、青年を対象としたビデオセンターへの入会からツーデーズ、スリーデーズ（又はライフトレーニング）、フォーデーズ、新生トレーニング、実践トレーニングを経て信者登録に至る一連の信者育成事業及び壮年を対象としたビデオセンターへの入会から信者登録に至る一連の信者育成事業（これらを「ビデオセンターの事業」という）について、下記事項を過去10年前に遡り、年度毎に報告することを求め、既に把握されていたり、裁判で認定されている事実との矛盾等必要に応じ質問権を行使することを求める。

- (1) ビデオセンターの事業の収益の有無・使途及びこの事業と同宗教法人の目的との関係を把握するため
  - ① 同宗教法人に信者として登録された者の人数及びそのうちビデオセンターに入会して教化育成され、登録信者となった者の人数
  - ② 国内における全てのビデオセンターの名称と住所及び事業内容
  - ③ 各ビデオセンターへの入会から信者登録されるまでの教化育成過程及び各過程における入会金・受講料・参加費等の所定金額
  - ④ 各ビデオセンターの上記③及び物品購入代金、姓名判断料、家系図鑑定料等を含む項目別及び総収入金額とその使途及び借入・貸付金額とその相手方・使途
  - ⑤ 各ビデオセンター及びそのスタッフ・教化育成の対象者等関係者から名目にかかわらず同宗教法人が実質的に収受した金額及びこれと同法人の収支報告との関係
  
- (2) ビデオセンターの事業が同宗教法人の事業であることを把握するため
  - ① 各ビデオセンターのスタッフのうち同宗教法人の信者である者の人数
  - ② 各ビデオセンターの実質上の所有者、賃借人、賃料支払者及びこれらの者の同宗教法人における地位・関係
  - ③ 各ビデオセンターのスタッフの構成と人事の方法、職務内容、活動目的及び給与、源泉徴収、活動費用、住居・食事代等の会計方法
  - ④ ビデオセンターへ入会し教化育成された者が同宗教法人の登録信者となる契機とその手続過程
  
- (3) ビデオセンターの事業の法令違反行為・目的逸脱行為の有無・態様を把握するため
  - ① ビデオセンターへの入会から同宗教法人の信者となるまでの各過程にお

ける入教勧誘・教化育成の方法とそれを遂行するためのマニュアル及びその過程における献金勧誘・物品購入の方法とそれを遂行するためのマニュアル

- ② 教化育成の過程で、勧誘目的と勧誘主体を対象者に知らせる時期及びそれらを最初から告知しない理由
- ③ ビデオセンターで入教勧誘・教化育成を受けた後の経済活動・教育活動等の具体的内容及びそれらの人事はどのようにして決まるのか
- ④ 信者の家族・学校関係者・職場の上司等からの苦情・面会要請等の実情及びこれらをどのように調査し、対処しているか
- ⑤ 同宗教法人を被告とする損害賠償請求訴訟の実情及び対策・改善の実情

### 3 申し入れの理由

- (1) 統一協会の入教勧誘や献金強要等の経済活動による被害の発端は、いずれもビデオセンターへ誘われるところから始まっている。大まかに言って、ビデオセンターには若者を献身者にすることを目的にした「青年向けのビデオセンター」（名称は、〇〇カルチャーセンター、〇〇文化センター等各地で様々だが、統一協会との関連は隠され、5万円程度の入会金を徴収している）、及び中高年に高額な献金や物品購入をさせ、更に入信させることを目的にした「壮年向けのビデオセンター」（様々な名称を用い、統一協会との関連を隠し、30万円から40万円程度の入会金を徴収する）とがある。

これらの被害回復を目的とした訴訟は当初献金強要や物品購入の事案（つまり、壮年向けビデオセンターによる被害）について提起され、各地で因縁トークを用いた強要の違法性を認め、統一協会に賠償責任を命じる判決が下され、最高裁判決でも確定している（福岡地裁平成6年5月27日判決：判例時報1526号、最高裁平成9年9月18日外多数）。

しかし、統一協会は、これら違法とされた資金集めを止めようとせず、社会的批判が高まり、解散請求等何らかの行政による対策を求める動きもあったが、この段階では何も実現しなかった。

(2) この訴訟とは別に約15年前からいわゆる「青春を返せ訴訟」(つまり、青年向けビデオセンターを通じて伝道されて入信し、様々な活動に従事させられた後脱会した若者が、違法な伝道方法により信教の自由を侵害されたとして被害回復を求めた裁判)が提起され始め、初期には敗訴判決も出されたが、その後次のおり勝訴判決が続き、今では多数の最高裁判決が確定している。

・岡山事件地裁判決	(1998. 6. 3)	原告敗訴
同 高裁判決	(2000. 9. 14)	原告勝訴
同 最高裁判決	(2000. 9. 23)	原告1名勝訴確定
・札幌事件地裁判決	(2001. 6. 29)	1987年提訴 原告18名勝訴
同 高裁判決	(2003. 3. 14)	原告勝訴
同 最高裁判決	(2003. 10. 10)	原告勝訴確定
・東京事件地裁判決	(2002. 8. 21)	原告3名勝訴
同 高裁判決	(2003. 8. 28)	原告勝訴
同 最高裁判決	(2004. 2. 26)	原告勝訴確定
・新潟第一事件地裁判決	(2002. 10. 28)	原告7名勝訴
同 高裁	(2004. 5. 13)	原告勝訴

・新潟第二事件地裁判決（2004. 2. 27）原告9名勝訴

同 高裁 （ 係争中 ）

・神戸事件地裁判決（2001. 4. 10）原告3名敗訴

同 高裁判決（2003. 5. 21）原告3名逆転勝訴

同 最高裁（2003. 10. 10）原告勝訴確定

これらの勝訴判決の中でどの裁判所でも確実に認定されていることが3点ある。

その1つが、①「ビデオセンターに始まる一連の勧誘・教化の活動が、統一協会の活動として容認され、その実質的指揮監督下におかれていた」という事実である。

2つ目が②「ビデオセンターにおける勧誘・教化の目的が対象者の財産の収奪と無償の労働力の享受及び同種被害者の再生産という不当なものである」というビデオセンター設置目的の違法評価である。

更に、3点目が③「この不当な目的や正体を隠してビデオセンターに誘い、自由意思を阻害して教義からの離脱を困難にしており、これは信教の自由の侵害に当る」という勧誘・教化方法の違法評価である。

- (3) 上記①～③の認定が確立したものである以上、貴省は所轄庁として、「統一協会のビデオセンターに始まる一連の勧誘・教化行為は、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為であり、また宗教法人としての目的を著しく逸脱する行為である」との認識を持つべきであり、宗教法人法81条1項1号・2号に基づく解散請求を行うべきであると考え

る。

仮に、そこまでの要件が把握されていないとしても、現時点では少なくとも「統一協会は、有料で入会金等を抛出させる営利事業を行っており、これは宗教法人としての目的に反する事業に該当する疑いがある」との認識を持つべきであり、また「その事業内容が、公共の福祉を著しく害する法令違反行為乃至宗教法人としての著しい目的逸脱行為に該当する疑いがある」との認識を持つべきである。

もともと、所轄庁はこの疑いを強く持っていた。それは、上記各判決でも認定されているとおり、統一協会自らがビデオセンターを企画し、既に全国に15カ所設立して運営を始めていたところ、昭和57年当時の所轄庁である東京都が「ビデオ受講時に受講者より料金(受講料)を徴収することは収益事業とみなされる」「統一協会は規則にないものは行ってはいけない」と注意していることにより明らかである。同58年1月以降、同宗教法人は、ビデオセンターを外形的には信者らが社会教育ビジネスを行っているという形にして、実際には、引き続き同法人の信者養成の施設・資金集めの拠点としてきたのであって、行政を欺いてきたものである。

#### (4) ビデオセンターの事業についての宗教法人法上の問題点

1) ビデオセンターが入会金をはじめ物品購入等様々な名目で金員を徴収している収益事業であるという観点からの問題点

宗教法人が行うことのできる事業は、

- ① その目的たる狭義の宗教活動(2条1項・教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成する)
- ② 公益事業(6条1項・①以外の公共の利益を図る目的のために運営される事業で、かつ営利を目的としない事業)
- ③ 非公益事業(6条2項・①の目的に反せず、収益が①②の目的に沿っ



て使用されることが必要であり、その事業を目的として「規則」にあげ、その「認証」を受け、かつ「登記」することが必要に限られる。

ビデオセンターでは、①宗教活動（教義を広め、信者を教化育成する）を行っているのではあるが、青年向けのビデオセンターでは5万円程度の入会金（受講料等名目は様々）を徴収し、その他に「古い」をしたり、「物品購入代金」など様々な名目で金員の拠出をさせており、壮婦向けビデオセンターでは30万円から40万円程度の入会金を徴収し、その他「家系図鑑定料」「物品購入代金」等、様々の名目で金員を拠出させていることは、否定できない事実である。

これらは勿論ビデオセンターの運営を維持し、収益を目的とするものであるが、その外に、宗教勧誘であることは隠し、社会教育のコースや自己啓発のセミナーを装っているため、入会金や受講料はこの装いを信用させるための重要な要素となっている（誰も有料で入教勧誘されるとは思わないので警戒心を排除し、元をとりたいという気持ちにして熱心に受講させることができる）ので統一協会は、これを無料の事業とすることは困難である。

従って、ビデオセンターの事業は、①狭義の宗教活動を含むが、明らかにこれを越えた収益事業である。

また、収益事業である以上②公益事業とも言えないので、③非公益事業に当たる。

統一協会は収益事業としては唯一「出版事業」を目的に定めているものの、これは全く行っていない旨公言している。

従って、統一協会はビデオセンター事業を規則に定めることを全くせず、認証を受けず、登記していないと言えるので、その宗教法人の目的に反する事業を行っている場合に当たり、これは法79条1項に違反する事業と

して、業務停止命令の対象になることが形式上明らかである。

その疑いは極めて濃厚であり、現時点でこれらの事実について報告を求め、質問権を行使する必要がある。

特に青年向けのビデオセンターは、全国一律の方式をもって運営されているので、この目的違反性の把握が比較的容易と考えられ、その認識に到れば業務停止命令を発動すべきである。

2) ビデオセンターにおける不当目的・不当手段による入教勧誘・教化という反社会的活動という観点からの問題点。

上記のとおり度重なる判決で①ビデオセンター設置の不当目的及び②勧誘・教化の違法性が認定されている事実を直視すれば、少なくとも「ビデオセンターの事業には公共の福祉を著しく害する法令違反行為乃至著しい目的逸脱行為をなしている疑いがある」との認識が当然である。

特に、上記各判決がビデオセンターに始まる一連の入教勧誘・教化行為が、対象者の自由意思を阻害し、離脱を極めて困難な状態にして「信教の自由を侵害するもの」と断罪していることを重視する必要がある。

元来、信教の自由を確保するために宗教法人法によって付与された法人格が、対象者の「信教の自由を侵害する」ということに悪用されており、その結果として靈感商法等によって尽大な経済的被害がもたらされ、また信者として長期間過酷な活動に拘束され、更には合同結婚の強要により婚姻の自由までもが侵害される等到底社会的に許容できない事態が生じているのである。

この観点からも、事実について報告を求め、質問権を行使する必要がある。

この観点において報告を求め、質問権を行使する場合には、公益に関する問題であり、外形上の問題だけでなく信者の勧誘・教化の方法等「宗教

上の活動」についても報告・質問の対象となりうる（「逐条解説宗教法人法・渡辺蒔 363 頁）。判決と同様の認定に至れば、これによってもビデオセンターの事業は法 79 条 1 項に違反する事業であり、事業停止命令を発動すべきことになる。

そして、それでも反社会的活動を止めないのであれば解散請求をすべきことになる。

また、統一協会において、ビデオセンターの運営を目的として規則に上げたとしても、これを認証すべきでないことが明らかである。

- (5) 少なくとも今存在する材料だけで、ビデオセンターについて宗教法人審議会に報告し、意見を求めたうえで統一協会に報告を求め、質問権を行使することが十分に可能であるし、問題点を指摘する判決の集積があり、社会的に強い要請がある以上、所轄庁には、この権限を発動すべき責務があるものと考えらる。

統一協会ビデオセンターリスト (1998年～2004年7月)

A: 裏付け書面あり B: 裏付け書面なし

都道府県	ビデオセンター名称	住所	電話番号	その他	情報源	種別	情報源の書類形態	
北海道	アイリス	旭川市六条18丁目						
	サークル「愛one」	札幌市手稲区曙七条2丁目 8-37-207	011-684-4308		弁連2003	B		
	オーロラ	江別市野幌町 62-24			郷路	A	チラシ	
	カルチャープラザ 地球村	札幌市北区北十一条西4丁目 第三東文堂ビル2F			弁連2000	B		
	ブライム	旭川市二条10丁目 上田ビル1F	011-737-0006	旧 エーデルワイス	郷路	A	チラシ	
	フレンズ	岩見沢市一条西4丁目 4 パースビル1F			弁連2000、郷路	A	チラシ	
	カルチャーサン フローラ	札幌市西区琴似一条3丁目 明治生命琴似ビル4F			弁連2000	B		
宮城県	カルチャーセンター オアシス	仙台市宮城野区花京院通り 5-1 第百ビル10F	011-612-8775		郷路	A	チラシ	
山形県	?	山形市双葉町 2-4-13 コーポ池田105	022-295-4385		弁連2003	B		
茨城県	文化フォーラム グレース	山形市上町 5-9-27	023-644-6228	FAX 023-644-6225	弁連2002	B		
	水戸ファミリーカレッジ	水戸市中央 1-1-11 ENYビル3F			弁連2003	B		
栃木県	リフレッシュ	土浦市中央 2-2-6 マーキュリービル3F	0292-21-1994		弁連2000	A	アンケート	
	カルチャーセンター	宇都宮市中央町5丁目 伊香保ビル			弁連2000	B		
群馬県	ライフインデックス	宇都宮市中央 5-1-16			弁連2000	B		
	アルファスペース	高崎市岩押町 6-13	027-324-2827		弁連1998	B		
埼玉県	エスタ大宮				弁連2003	A	和解書	
	大宮教育文化センター	さいたま市宮原町 2-38-2 伸栄ビル2F			弁連2004	B		
	所沢ビデオセンター	大宮市宮町 2-74-3			弁連2001	A	通知書	
	VTRセンター	所沢市			弁連2000	B		
	ひまわり会	所沢市	0429-21-2232		弁連2001	B		
千葉県	柏文化フォーラム	草加市高砂 1-3-1	0489-22-1894		弁連2001	B		
	ファミリー千葉文化教育センター (VOICE)	柏市柏 3-10-29 カーサ染谷2F	047-7166-3811	FAX 04-7167-8843	弁連2002	A	メンバーズカード	
	ビデオセンター	千葉市中央区富士見 2-16-3 三社会館6F	043-224-9628		弁連2004	A	はがき	
	ライフアカデミー	柏市柏 3-10-29			弁連1998	A	チラシ	
		船橋市前原西 2-11-5 松田第三ビル207			弁連1999	B		
		船橋市本町 3-33-13 フォートリス船橋4F	047-493-4143		弁連2002	B		
	若葉ファミリーカウンセリングルーム	四街道市大日 70-2 森ビル3F	047-422-2686		弁連2003	B		
		千葉県若葉区西都賀 1-21-13 CITY30-101三瓶方			どちらか旧住所 どちらか旧住所	弁連2004 弁連2004	B B	
東京都	赤羽教育センター	北区赤羽 3-3-3 ドミール赤羽201	03-3903-6828	FAX 03-3901-8528	弁連1999	B		
	昭島カルチャーセンター	昭島市朝日町 5-7-27	042-546-7144		弁連1998	B		
	イーストカントリー (EC)	足立区			弁連2002	B		
	ウェストガーデン	杉並区阿佐ヶ谷南 3-31-14 森田ビルII3F	03-3393-2935		弁連2000	B		
		杉並区高円寺南 4-26-19 高円寺南ナショナルコート 204井上様方	03-5306-3614		又は2F 又は2F 阿佐ヶ谷へ移転	弁連2001 弁連2001 弁連2001	B B B	
	SLA	杉並区阿佐ヶ谷南 3-31-14 森田ビルII3F			又は2F	弁連2004	A	回答書
	MCS三軒茶屋	杉並区上荻 1-23-19-5F			弁連2004	B		
	MCS	目黒区東山 3-16-24 日東健康ハウスB棟	03-3712-6599		弁連2001	B		
	オフィスハッピーライフ (OHL)	世田谷区上馬 5-9-8			弁連2003	A	通知書	
		江戸川区南小岩 8-25-4 山崎ビル2F	03-5668-7235 03-3658-7108		弁連2000 弁連2002	B B		
	神楽坂フォーラム	新宿区筑土八幡町 5-7 新馬込台マンション305			弁連2003	A	チラシ	
	カシオペア	調布市布田 1-43-2 グレースメゾン谷中701	03-5225-1316		弁連2004	B		
	吉祥寺ライフアカデミー (KLA)	武蔵野市吉祥寺本町 1-36-12 ドムール土井101			旧 アジャンタ調布	弁連2003	A	訴状
		武蔵野市中町 2-5-3 ドルチェ武蔵野103	0422-53-9678	FAX 0422-53-9613	弁連1998	A	通知書	
	武蔵野市吉祥寺本町 1-36-12			弁連1998 弁連2001	B B			

統一協会ビデオセンターリスト (1998年～2004年7月)

A: 裏付け書面あり B: 裏付け書面なし

都道府県	ビデオセンター名称	住所	電話番号	その他	情報源	種別	情報源の書類形態
47	東京都 KLA	足立区千住旭町 3-4	03-3870-2511		弁連1999	B	
48		足立区千住 3-4 駅前会館ビル3F			弁連2003	B	
49	サン・ソレイユ			2000年頃	弁連2000	B	
50	C.L.A	荒川区西日暮里 5-18-8 小野ビル202	03-3803-0874 03-3805-5071				
51			03-3803-0874	旧 カムチャフォーラム サン・ソレイユ	弁連2001	A	メンバーズカード
52				旧 シェ・レ・ザンジュ	弁連2004	A	通知書
53					弁連2004	A	メンバーズカード
54	渋谷フォーラム	渋谷区松涛 2-14-12 シャンポール松涛205	03-3803-0870		弁連2004	B	
55	自由が丘フォーラム	目黒区自由が丘 1-3-3 穂高ビル2F	03-5478-1551		弁連2001	B	
56	杉並ライフアカデミー (SLA)	杉並区上荻 1-23-19 小嶋東神ビル5F	03-3718-3539		弁連1998	A	チラシ
57			03-5397-3242		弁連2000	B	
58					弁連2003	B	
59					弁連2002	A	受講カード
60	成約文化フォーラム	日野市			弁連2004	A	通知書
61	カムチャセンター セイント (Saint)	練馬区豊玉北 6-10-17 コルテフロリーダ201			弁連2003	B	
62	セイント	練馬区 コルテフロリーダ201	03-3557-6008		弁連2002	A	受講カード
63	竹の塚カムチャフォーラム Saint Base	(竹の塚駅東口 東海銀行裏)			弁連2003	B	
64	世田谷フォーラム	世田谷区三軒茶屋 2-2-11 三軒茶屋プラザ2F	03-3859-7851		弁連2002	A	メンバーズカード
65			03-3421-2570		弁連2000	B	
66					弁連2003	B	
67			03-3421-2570		弁連2002	A	チラシ
68	TECC New Wave	渋谷区宇田川町 39-2 ビレッジ80 4F			違法伝道訴訟	A	受講カード
69	天文学アカデミー	葛飾区小菅 4-14-13 グリーンパーク綾瀬503	03-3477-0407		違法伝道訴訟	A	チラシ
70	ニューホープカルチャーセンター	江戸川区西小岩?	03-3601-1417		弁連1999	B	
71				葛飾教会と同居所?	弁連2002	B	
72	八王子アカデミーライフセンター (HALC)	八王子市三崎町 5-19 リバーナイトビル6F	0426-23-0399		違法伝道訴訟	A	受講カード
73	八王子カルチャーセンター (HCC)	八王子市東町 3-10 山善ビル4F	0426-46-5301	FAX 0426-42-049 8:99年以前は3F	弁連2001	A	チラシ
74	ファトス (Fatus)	新宿区高田馬場 4-18-2 富久正ビル201	03-5389-0122		弁連2002	A	受講券
75	ファミック	練馬区中村北 4-2-12-201			弁連2003	A	メンバーズカード
76	ファミリーカルチャーセンター (FCC)	立川市	03-3825-6153		弁連2004	B	
77		立川市柴崎町			弁連2002	B	
78	カムチャフォーラム ファミリーベース	足立区竹の塚 1-40-10 セントポールビル4F			弁連2003	B	
79	町田フォーラム	町田市原町田 6-7-11 ISビル3F	03-3859-6101		弁連2002	A	メンバーズカード
80		町田市原町田 6-17-11 ISビル3F			弁連2002	B	
81	武蔵野フォーラム	武蔵野市吉祥寺本町 1-36-12 ドムール七井101	042-721-3271	FAX 042-721-3278	弁連2003	A	受講カード、通知書他
82		武蔵野市吉祥寺南町 2-11-18 清水ビル1F	0422-20-5157		弁連2000	B	
83			0422-41-4103		弁連2002	A	メンバーズカード
84	メイフラワー (MAYFLOWER)	足立区千住 2-6 フジャビル2F		旧 吉祥寺アカデミー	弁連2003	B	
85			03-3888-8186		違法伝道訴訟	A	パンフレット
86					弁連1999	B	
87					弁連2000	B	
					弁連2002	A	受講カード

## 統一協会ビデオセンターリスト (1998年～2004年7月)

A: 裏付け書面あり B: 裏付け書面なし

都道府県	ビデオセンター名称	住所	電話番号	その他	情報源	種別	情報源の書類形態
88 東京都	ライトハウス	足立区千住 2-6 フジヤビル2F	03-3888-8186	旧 メイフラワー	弁連2003	B	
89	カルチャーフォーラム レ・ザンジュ	荒川区西日暮里 5-18-18 小野ビル202	03-3803-0874		弁連2004	B	
90		足立区西日暮里 5-18-8 小野ビル202	03-3803-0874		弁連2001	B	
91			03-3803-3870		弁連2002	B	
92 神奈川県	HLC	横須賀市本町1丁目 鈴木ビル2F	0468-23-8617		弁連2000	B	
93	大野教育文化センター	相模原市相模大野 8-3-7 片山ビル407			弁連1999	B	
94		相模原市相模大野 3-4-13 まことビル3F			弁連1999	B	
95	大野フォーラム	相模原市相模大野 8-3-7 片山ビル2F			弁連1998	B	
96			042-748-0215		弁連1999	A	チラシ
97			042-766-6032		弁連2001	B	
98	湘南自己啓発センター (SEC)	藤沢市藤沢 3-1-5 第2デンドウビル2F	0466-50-5897		弁連2003	A	通知書
99					弁連1998	B	
100	新世紀文化センター	川崎市中原区小杉町 3-1 小杉名店会館2F	044-722-1021	旧 東横フォーラム	弁連1999	B	
101				か	弁連2002	B	
102				旧 東横フォーラム	弁連2004	B	
103	鶴屋町フォーラム	横浜市神奈川区台町 17-1 マストビル5F			弁連1998	A	運勢鑑定券
104	東横フォーラム	川崎市中原区小杉町 3-1 小杉名店会館2F	044-722-1021		弁連1998	B	
105	戸塚フォーラム	横浜市戸塚区上倉田町 394 セーフズマンション103	045-881-7043		弁連2001	B	
106					弁連2002	A	はがき
107					弁連2003	A	はがき
108	藤沢文化教育センター	藤沢市藤沢 987-5 めまかみビル4F	0466-24-3950		弁連2004	A	はがき
109	横浜フォーラム	横浜市西区北幸 2-10-28 むつみビル5F	045-313-9952		弁連2003	B	
110				045-311-4861	弁連1998	A	メンバーズカード
111			045-313-9951		弁連2000	A	アンケート
112		横浜市西区北幸 2-9-30 リバーステールビル2F	045-313-9951		弁連2003	B	
113 長野県	カルチャーセンター ウィズアス (With Us)	松本市中央 3-4-7-4F			弁連2002	A	通知書
114	サランハウス	伊那市			弁連2002	A	通知書
115	カルチャーセンター シリウス	諏訪市末広町 5-7 3F	0265-73-6428		弁連2003	B	
116	カルチャースペース ティエラ (Tierra)	長野市北石堂町 1412-1 夏目ビル4F	0266-57-1798		弁連2002	A	チラシ
117				026-225-6742	弁連2000	B	
118	カルチャーセンター ニューライフ	長野市岡田町 126-4 3F			弁連2002	A	通知書
119 新潟県	上越文化フォーラム	上越市大町 4-3-3	026-223-8507		弁連2003、上條	A	受講カード、通知書
120	文化フォーラム	新発田市大栄町			弁連2003	A	通知書
121 静岡県	富士フォーラム	富士市市場 124 金刺ビル2F			弁連2004	B	
122 愛知県	GL文化センター	名古屋市中村区名駅 4-26-4 名駅ファーストビル2F	0545-64-8409		弁連2003	B	
123				052-581-6701	GLはク*ット*ライフ略 FAX 052-581-4330	弁連2000	A
124				GLはク*ット*ライフ略 FAX 052-581-4330	弁連2000	B	
125 滋賀県	ハートフォーラム瀬田	大津市大萱 1-20-18 星光ビル2F			弁連2000	B	
126 大阪府	カルチャーセンター アクシス	豊中市清風荘 1-7-17 ハーモニー1	077-545-0260		弁連2000	B	
127	SEEDS	大阪市福島区福島 6-10-14 40A	06-6843-4152		弁連2003	B	
128	文化サ*ル 香南	豊中市服部西町 1-6-21 服部ロイヤルマンション701	06-6865-9123		弁連2001	B	
					弁連2004	A	受講カード
128	生涯学習センター TAISHI (たいし)	富田林市喜志町 5-400-7 サンシャイン喜志1F	0721-20-0650		弁連2004	A	受講カード

統一協会ビデオセンターリスト (1998年～2004年7月)

A: 裏付け書面あり B: 裏付け書面なし

都道府県	ビデオセンター名称	住所	電話番号	その他	情報源	種別	情報源の書類形態
129 大阪府	長居カルチャーセンター	大阪市住吉区我孫子東 2-1-26					
130	YOUTHカレッジ NEW HOPE ACADEMY	大阪市天王寺区寺田町 2-5-16 グランコンフォート天王寺 5F	06-6779-5312	FAX 06-6771-8945	弁連2002	B	
131	心情教育センター ファミリー				弁連2002	A	はがき
132	ファミリー (Famiyu)	藤井寺市藤井寺 1-19-5-206	06-4805-5111		弁連2001	A	チラシ
133	心情教育センター ファミリー	大阪市淀川区西中島 6-5-3 フェイム新大阪 11-2F	0729-54-1069		弁連2004	A	受講カード
134	松原フォーラム	松原市上田 4-693 サン・ウエスト311			弁連2004	B	
135 兵庫県	神戸ワールドアカデミー	神戸市中央区	072-337-9770		弁連2002	B	
136 和歌山県	総合文化センター		078-651-6889		弁連2004	B	
137 鳥取県	コスモス	鳥取市的場 3-11	073-423-0521		弁連2002	B	
138 広島県	広島カルチャーセンター	広島市中区鞆町 14-11 金山第2不動産ビル			弁連2003	B	
139 徳島県	クリエイティブフォーラム	徳島市佐古 2-5-18 太平ビル4F	082-223-8301		弁連2003	B	
140 高知県	ニューライフセンター	高知市はりまや町 1-13-27-8F			弁連1998	B	
141		高知市はりまや町 1-13-27 永井ビル901			弁連1999	A	アンケート
142 福岡県	筑紫の会	久留米市天神町天神 3-80	0888-83-4571		弁連1999	B	
143					大神	A	チラシ
144	博多区文化フォーラム	福岡市博多区東光 1-2 内山東光ビル1F	0942-37-9136		弁連2002	B	
145 熊本県	カルチャーセンター ウィング	熊本市神水 1-33-22 末永ビル第5 2F			弁連2002	B	
146		熊本市神水 1-33-22			大神	A	領収書、はがき
147		熊本市神水 1-33-2F			弁連1998	B	
148	文化フォーラム コスモ	熊本市水前寺 6-24-1			弁連2003	B	
149			096-213-6571		大神	A	チラシ
150 大分県	クレール	大分市新春日 1-1-5 光ビル1F			弁連2002	B	
151	ブ・レール	大分市新春日町 1-1-5 ヒカリビル1F			弁連2004	B	
152	カルチャーセンター リゾン	大分市中央町 4-2-2 園田ビル2F	097-573-6566		大神	A	領収書
153 沖縄県	教育センター	那覇市安謝 35 メゾンかねこ411	0975-34-4407		弁連2000	B	
154	ファミリーライフ	沖縄市宮里 486-1F	098-867-9842		弁連1998	A	チラシ
			098-938-6245		弁連2004	A	チラシ